

## JVCA からのお知らせ

### 1. 勉強会等のご案内

#### ◆ JVCA 定例勉強会

原則として月1回、VC会員・賛助会員を対象とした勉強会を開催しております。過去3か月間に開催された定例勉強会は以下の通りです。

第23回(4月19日開催)

テーマ 「ベンチャー CFO の実態と対応  
～ベンチャー CFO 紹介派遣事業における体験を踏まえて～」

講師 株式会社デルタウィン CFO パートナーズ  
代表取締役 安藤 秀昭 氏

日興アントファクトリー株式会社  
執行役員 坂内 克行 氏

第24回(5月22日開催)

テーマ 「なぜ日本のVCは成功するのか?  
～グロービスのベンチャーキャピタル設立後10年たって思うこと～」

講師 株式会社 グロービス・キャピタル・パートナーズ  
代表取締役 堀 義人 氏

第25回(6月7日開催)

テーマ 「ベンチャー企業の資本政策、バリュエーション及びVC投資状況の  
データベース分析について」

講師 NPO 法人 Japan Venture Research  
代表理事 北村 彰 氏

#### ◆ JVCA 臨時勉強会

トピックに応じ、会員向けにタイムリーに開催される勉強会です。内容により対象者が異なります。最近開催済み・開催予定の臨時勉強会は以下の通りです。

テーマ 「新会社法について」(全2回)

開催日 第1回 3月23日 第2回 4月5日

講師 エイジックス A Z X 総合法律事務所  
代表 後藤 勝也 弁護士

### 3. 会員の変更

(入会)

賛助会員 / 6月13日付 財団法人 ベンチャーエンタープライズセンター

(退会)

VC 会員 / 5月1日付 株式会社 フレッジテクノロジー

賛助会員 / 4月30日付 韓国経済研究センター

5月1日付 アコム株式会社、株式会社 ケーイー情報ネットサービス

株式会社ジェイ・シー・アイ

日本ベンチャーキャピタル協会 ニュースレター No.9

■発行日 平成18年6月19日

■発行 有限責任中間法人 日本ベンチャーキャピタル協会

〒105-0004 東京都港区新橋1-1-1 日比谷ビルディング

TEL: 03-3595-6616 FAX: 03-3595-6617

E-mail: jimukyoku@jvca.jp URL: http://www.jvca.jp/



日本ベンチャーキャピタル協会  
ニュースレター  
No.9

2006年6月19日発行

### 企業会計基準委員会へ要望書を提出～投資事業組合の連結基準の見直しに関して～

(5月10日)JVCAでは企業会計基準委員会(略称:ASBJ)へ「投資事業組合に対する支配力及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱いについての要望」と題する要望書を提出しました。

骨子としては今回の投資事業組合に対する連結基準の見直し案がVCおよびVCの投資先を始め、多方面へ大きな混乱を与えることが危惧されることを理由に再考を求めるものです。

#### 背景

某上場事業会社による一連の証券取引法違反事件の調査が進む中、投資事業組合を利用して自己株の売買を行いその連結から外すという会計処理があったことから、ASBJで投資事業組合の連結基準について見直しが進められました。本稿作成時点で見直しの最終草案は未公表ですが、委員会の議事要旨より経過を辿ると概ね次の内容での見直し案となっています。

- ・株式会社同様、投資事業組合についても実質支配力基準を適用する。
- ・その場合、議決権に代えて業務執行権の程度により判断する。影響力基準についても同様。
- ・投資育成目的による組合からの投資先連結如何に触れているいわゆる「ベンチャーキャピタル条項」(※)については別途検討する予定である。

(※)「ベンチャーキャピタル条項」とは?

平成10年12月に日本公認会計士協会から出された「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の扱い」において示された条項。

「財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合には、支配していることに該当する要件を満たすこともあるが、その場合であっても、当該株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行なわれていないことが明らかにされたときには、子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。」

#### 問題の所在

前述のASBJの見解に則り業務執行権のみを連結の基準にすると、VCがファンド運営管

理者(GP)として運用・管理しているほとんどのVCファンド(VCF)がVC本体の決算に完全連結されることとなり、一部のVCを除いて従来のVCの会計処理と大きく異なることから混乱を招くことが危惧されます。さらに「ベンチャーキャピタル条項」(※)も見直された場合はVCFが投資した企業の決算もVCの決算に連結される可能性があることから、影響は多方面に及びます。

#### JVCAの見解

そもそも、VCファンド(VCF)のGPであるVCに与えられている「業務執行権」は全組合員の合意による組合契約で与えられた裁量内の日常業務を行なうための執行権です。VCFの組合契約の多くでは重要事項の決定や契約の変更の承認はGPのみならずLPも含めた議決権により定められていることから、この議決権を無視し、業務執行権のみで支配力を判断するのは不適切であり、保有する議決権の比率によりVCFに対する支配の程度を判断すべきと考えます。

また、VCFをVCの連結財務諸表に完全連結した場合、VCがGPとして得た成功報酬や管理報酬といった運用能力を計る重要な項目が連結相殺により消え、一方で機関投資家等のLPの資金がVCの資産として計上されることになり、株主を始め投資家の混乱を招くと考えます。

さらにVCFの投資先企業の決算をVCに連結するならば、VCの決算数値の悪化を避ける為に赤字のベンチャー企業への出資を見合わせることも考えられる他、VCの出資を受けたベンチャー企業側は迅速に監査済みの決算書を提出するという難題を抱えることとなります(以上、問題の詳細はJVCAのHPより要望書をご参照ください)。

当会計基準の見直しはVCの事務対応の範囲に留まらず、ベンチャー企業に対する投資業務そのものにも大きな打撃を与えかねない問題であると判断しており、JVCAではパブリックコメントなど今後の動向に応じてVC業界からの意見申し述べを重ねていきます。

法務委員会 **金融商品取引法 成立**

(6月7日) 第164回国会において金融商品取引法が成立しました。同法は証券取引法の名称を改め、これまで規制の対象外であったファンドの募集・私募や運用を行なうVCも対象としています。JVCAでは同法案の準備段階より関係各方面に対してベンチャーキャピタルファンド(VCF)の特色について説明を続け、同法

による規制がベンチャー企業向けの投資を滞らせることの無いよう理解を求めてきました。

来夏までに施行が予定される同法ですが、JVCAでは今後整備される政省令をはじめとして、VCFおよびVCFによる投資を行なうVCへの影響を明らかにしながら対策を講じていきます。

会計委員会 **財団法人 財務会計基準機構の会員に加入しました**

(4月27日) JVCAでは財団法人財務会計基準機構に会員加入しました。企業会計基準の調査研究及び開発を行なう企業会計基準委員会は同財団内に設置されており、今回の加入により最新の動向に積極的にアクセスが可能となることから、従来より取り組んでいるVC事業に関する会計制度および情報開示基準の検討や提言へ役立てる他、ファンドのパフォーマンス評価基準確立に向けた会計制度のあり方の策定においてさらに情報を得て活動を進めていきます。

【(財)財務会計基準機構 概要】

名称(略称)	財団法人 財務会計基準機構 (FASF)
設立	2001年7月
所在地	東京都千代田区内幸町2-2-2
代表者	萩原 敏孝氏 (株)小松製作所 会長
会員数	法人会員 3005 法人、個人会員 404 人 (2006年5月19日現在)
事業	1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究及び開発 2 ディスクロージャー制度その他企業財務に関する諸制度の調査研究 3 前2号の事業の成果を踏まえた提言及び広報・研修活動 4 国際的な会計基準の整備への貢献

調査・研究委員会 **「JVCA ライブラリ」を開設**

(5月1日) JVCA事務所内に会員向けのライブラリを開設しました。閉架式・蔵書約100冊でのスタートですが、今後の運営・蔵

書は利用者からの要望・意見を参考にしながら整えていく方針ですので、お気づきの点は随時 [jimukyoku@jvca.jp](mailto:jimukyoku@jvca.jp) へお寄せください。

【JVCA ライブラリ 概要】

設置場所	JVCA 事務所内
蔵書	国内外のVCおよびベンチャー企業育成に関する書籍・統計他資料(開設時 約100冊) ・市販の書籍の他、海外のVC協会や国内外のベンチャー支援団体等が発行する冊子・資料 ・蔵書リストはJVCAのHP内「Members Only」に掲載
利用者	JVCA VC会員および賛助会員
利用時間	月～金(祝祭日を除く) 9:30～17:00
利用方法	閉架式・事前の利用申し込みが必要(JVCAのHP「Members Only」よりメールで申込み) ・原則として事務局内で閲覧。予約付で貸出可(送料は閲覧者の負担) ・事務所スペースと蔵書の貸出状況等を確認の上、閲覧の可否を事務局より連絡

広報委員会 **上海 VC 協会を再訪**

(4月11日) 立岡会長・尾崎常務理事・青木事務局長が上海VC協会(SHVCA)を再訪しました。前回の訪問に続き、上海側の華会長をはじめとしたメンバーとの間ではアジアにおけるVC協会設立の構想について積極的な意見交換が行われ、協会の設立を目標にアクションを起こすことになりました。

今後は、アジア圏におけるVC業界のステータス向上を図るべく情報共有、あるいは協働の場を提供することなどが想定されています。

【上海 VC 協会の概要】

正式名称(略称)	上海市创业投资行业协会 Shanghai Venture Capital Association (SHVCA)
設立時期	2000年11月
所在地	上海市淮海中路1634号504室
代表者	華 裕達氏 (上海創業投資管理有限公司 董事長)
会員数	80社
ロゴ	



■上海 VC 協会前での記念撮影

(左より)  
日興アントファクトリー(株)セカンダリー投資グループ オフィサー 許氏、JVCA 青木事務局長、JVCA 尾崎常務理事、SHVCA 華会長(上海創業投資管理有限公司 董事長)、JVCA 立岡会長、SHVCA 顧秘書長(上海実業軟件工程学院 副院長)、SHVCA 林副秘書長(鼎嘉(国際)投資管理有限公司 總經理)、SHVCA 朱副秘書長(上海華東理工科技园有限公司 總經理)、SHVCA 常務副秘書長 陳氏

広報委員会 **東京証券取引所との意見交換会**

(4月13日) 東京証券取引所(東証)では、今後の上場制度の改善に向けてパブリックコメントを募集していましたが(※)、同内容についてVC業界との間で意見交換の場が設けられました。VC側からはJVCA会員22社を含む36社が出席し、それぞれの観点から東証への希望や投資先ベンチャー企業の事情を述べる内容となりました。投資先企業の上場は実現できるに越したことはないというのがVCの共通し

た立場ながら、「優秀な経営者ほどハードルが高くても信頼性の高い市場での上場を希望するものである。」という発言もあり、中長期に渡って企業の成長を支援するVC投資の本質を再認識する場ともなりました。

会員各位におかれましては、今後もこのような意見交換の機会には積極的な出席・発言をお願いします。

【※】パブリックコメント募集は4月28日締切済

事務局 **VC 会員・賛助会員の新規入会は随時お申込み可能です**

JVCAでは、VC会員と賛助会員の新規入会を随時受け付けています。今後のベンチャーキャピタル事業の質的向上および業界の社会地位の向上等を目指す当協会の目的に賛同いただける法人・個人の方々の入会をお待ちしております。

入会条件:VC会員2社の推薦を受け、かつ協会内の理事会の承認を必要とします。  
(他、詳しくは当協会HPをご参照ください)